

○浜田市建築基準法関係指導要領

平成17年10月1日告示第68号

廃止 平成30年3月16日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）及びこれらに基づく島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）並びに浜田市建築基準法施行細則（平成17年浜田市規則第187号）によるもののほか、確認審査指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(路地状部分の敷地と道路との関係)

第2条 建築物の敷地（県条例第6条の規定の適用を受ける敷地を除く。）が路地状部分のみによって道路に接する場合におけるその路地状部分の幅は、次表に定めるところによらなければならない。ただし、建築物の規模、構造及び周囲の状況により、安全及び防火上支障がない場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	路地部分の幅		
	① 法別表第1（い）欄(1)項から(6)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が200平方メートルを超える建築物	② 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物	③ その他の建築物
15メートル未満の場合	4メートル以上	4メートル以上	2メートル以上
15メートル以上25	4.5メートル以上		2.5メートル以上

メートル 未満の場合			
25メートル以上の 場合	5メートル以上		3メートル以上

(長屋の出入口と道路との関係)

第3条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は敷地内の幅員2メートル以上の通路に面しなければならない。

(自動車車庫の敷地と道路との関係)

第4条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)の用途に供する建築物で、県条例第9条第1項ただし書により幅員4メートル以上6メートル未満の道路に自動車の出入口を面して設けるときは、道路の反対側境界線より6メートル以上後退するものとする。

2 前項の後退した敷地内には建築物及び工作物等を設け、又は植樹、駐車等をしてはならない。

3 自動車車庫の出入りの際道路に突出して停車しないよう空地を設けるものとする。

(建築物間の区画)

第5条 準防火地域内において、同一敷地内に2以上の建築物(耐火建築物及び準耐火建築物並びに主要構造部が不燃材料で造られている建築物を除く。)がある場合で、その延べ面積の合計が500平方メートル以内ごとの建築物に区画し、一の区画内の建築物と他の区画内の建築物との距離は、それぞれ平屋建の場合は2メートル以上、その他の場合は3メートル以上としなければならない。

2 前項に規定する一の区画内の建築物と他の区画内の建築物との間に渡り廊下を設ける場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 火気の抜ける構造であること。
- (2) 幅が3メートル以下であること。
- (3) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

3 前項の渡り廊下で、階数が2以上のもの及び地上から2階以上の階に設けられるものは、主要構造部を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の取扱基準)

第6条 法第86条に規定する一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関

する取り扱いについては、市長がその基準を定めるものとする。

(日影図)

第7条 規則第1条第1項の表(へ)の項に掲げる図書のほか次の各号によるものとする。

- (1) 緯度は、北緯35度とし明記すること。
- (2) 真北方位は、30センチメートル以上の線分長で表示し、その測定方法を明記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市建築基準法関係指導要領(平成10年浜田市告示第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成30年3月16日条例第34号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。